川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月2日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例

川崎市競輪場内売店使用条例(昭和34年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「使用できる」を「使用することができる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 本市の区域内において飲食店又は小売業を営む者
- (2) 前号に掲げる者のほか、飲食店又は小売業を営み、かつ、本市の区域内に住所(法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所)を有する者

第3条の見出しを「(売店の数)」に改め、同条中「使用できる」を「使用することができる」に、「次のとおり」を「1人又は1の法人につき1店舗」に改め、同条各号を削る。

第4条中「次のとおり」を「1年以内」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

(売店使用料)

第5条 使用者は、売店の使用料(以下「売店使用料」という。)として、営

業しようとする日1日につき、1平方メートル当たり68円に使用する売店の面積を乗じ、これに100分の105を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、規則で定める売店に係る売店使用料の額は、営業しようとする日1日につき、1,000円を超えない範囲内において規則で定める額に100分の105を乗じて得た額とする。

- 2 売店使用料は、月ごとに前納しなければならない。ただし、市長が特別の 理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、売店使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の売店使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の費用負担)

- 第6条 次に掲げる売店に関する費用は、使用者の負担とする。
 - (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料金
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める費用 第8条を削る。

第7条の見出しを「(権利譲渡等の禁止)」に改め、同条中「売店使用の」を「売店を使用する」に改め、「その全部若しくは一部を」を削り、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(立入調査等)

- 第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、売店の使用の状況その他必要な事項について、使用者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、 又はその職員に使用者が使用する売店に立ち入り、調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。
 - 第13条を削る。
- 第12条中「売店の使用停止又は使用許可の取消」を「前条第9号に該当する場合を除き、売店の使用の許可の取消し又は使用の停止」に、「一切その責に任じない」を「その責めを負わない」に改め、同条を第13条とする。
- 第11条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「とき」を「と認める場合」に、「を停止し、又は使用の許可を取り消す」を「の許可を取り消し、又は使用を停止する」に改め、同条第1号を次のように改める。
 - (1) 売店使用料又は第6条第1号の使用料金を3月以上滞納したとき。
- 第11条第2号中「喧騒」を「けん騒」に改め、同条第3号及び第4号中「場内」を「競輪場内」に改め、同条第6号及び第7号を次のように改める。
 - (6) 使用が許可されている期間内において、市が競輪を開催する期間の過半を正当な理由がなく休業すると見込まれたとき。
 - (7) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
 - 第11条に次の3号を加える。
 - (8) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
 - (9) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により使用できなくなったとき。
 - (10) 前各号に定めるもののほか、この条例若しくはこれに基づく規則に違反 し、又は開催執務委員長の指示に従わなかったとき。
 - 第11条を第12条とする。
 - 第10条中「滅失」を「滅失させ、」に改め、同条を第11条とする。
 - 第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(施設の変更)

第9条 使用者は、売店を使用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(原状回復)

第14条 使用者は、売店の使用を終了し、又は第12条の規定により売店の 使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担においてその売店を原 状に回復して返還しなければならない。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条 を改める改正規定は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制定要旨

売店の使用者の資格及び使用料の算定方法を変更すること等のため、この条例を制定するものである。